

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月24日

【中間会計期間】 第138期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社東日本銀行

【英訳名】 The Higashi-Nippon Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鏡 味 徳 房

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 東京(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 井 上 清

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 東京(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画部長 井 上 清

【縦覧に供する場所】 株式会社東日本銀行 水戸支店
(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)

株式会社東日本銀行 松戸支店
(千葉県松戸市稔台99番6)

株式会社東日本銀行 横浜支店
(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)

株式会社東日本銀行 与野支店
(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成13年度 中間連結 会計期間	平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自平成13年 4月1日 至平成13年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,615	21,845	24,754	51,453	43,353
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	1,832	△1,584	3,791	5,327	△13,729
連結中間純利益	百万円	782	464	2,141	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	1,903	△7,397
連結純資産額	百万円	84,677	83,011	83,811	83,567	80,209
連結総資産額	百万円	1,709,018	1,670,023	1,718,067	1,686,571	1,707,260
1株当たり純資産額	円	351.23	342.24	346.68	345.24	327.09
1株当たり中間純利益	円	4.25	2.53	11.63	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	—	—	—	9.14	△41.38
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	2.03	9.33	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.57	8.60	8.43	8.41	8.03
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	55,541	△18,885	5,641	37,246	9,259
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△9,122	313	△53,768	28,179	6,683
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△465	△791	△381	△473	△804
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	76,976	76,608	62,594	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	95,979	111,109
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,574 [510]	1,592 [539]	1,553 [536]	1,553 [526]	1,547 [537]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成13年度以前の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
3. 平成13年度以前の1株当たり当期純利益及び1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、平成13年度中間連結会計期間及び平成13年度は優先株式を発行しておりますが、優先株式の普通株式への転換請求期間が未到来であり、転換後の普通株式数を合理的に算定できないため記載しておりません。なお、平成14年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
7. 従業員数の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第136期中	第137期中	第138期中	第136期	第137期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成14年3月	平成15年3月
経常収益	百万円	23,109	20,095	23,165	46,574	39,939
経常利益 (△は経常損失)	百万円	1,678	△1,717	3,412	5,131	△13,639
中間純利益	百万円	742	684	1,793	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	2,344	△7,044
資本金	百万円	38,300	38,300	38,300	38,300	38,300
発行済株式総数	千株	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000
純資産額	百万円	85,460	84,499	85,086	84,836	81,832
総資産額	百万円	1,703,573	1,669,038	1,717,336	1,684,349	1,705,886
預金残高	百万円	1,550,984	1,547,701	1,602,411	1,557,422	1,592,994
貸出金残高	百万円	1,360,693	1,334,206	1,361,120	1,361,186	1,369,773
有価証券残高	百万円	240,361	196,094	238,914	198,658	181,472
1株当たり中間配当額	円	普通株式 — 第一回優先株式 —	普通株式 — 第一回優先株式 —	普通株式 — 第一回優先株式 —	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 3.00 第一回優先株式 22.00	普通株式 — 第一回優先株式 22.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.59	8.67	8.50	8.47	8.13
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,397 [135]	1,433 [135]	1,390 [131]	1,387 [134]	1,394 [135]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,390 [131]	163 [405]	1,553 [536]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員575人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	1,390 [131]
---------	-----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員146人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(3) 労働組合の状況

当行の従業員組合は、東日本銀行従業員組合と称し、組合員数は1,173人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。連結子会社については、従業員組合は該当ありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間の国内経済を概観いたしますと、個人消費は弱めの動きを続けていますが、設備投資は緩やかに回復しており、イラク情勢を巡る不確実性の低下などを背景とした米国及び東アジアの景気回復を受けて、輸出環境が好転し、企業の業況感も改善するなど、緩やかな景気回復への基盤が整いつつあります。

一方、金融情勢をみますと、日本銀行の潤沢な資金供給のもとで、短期市場金利は引き続きほぼゼロ%で推移しておりますが、我が国経済の先行きの見方が改善する中で、長期金利は上昇に転じ、また、日経平均株価も海外投資家の投資の継続などから、1万円台まで回復しました。

このような情勢の中、当行及びグループ会社は業績の伸長と効率経営に努めてまいりました結果、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金は、個人預金の増加を中心に当中間期中86億円増加し、中間期末残高は1兆6,004億円となりました。一方、貸出金は、積極的な需資の開拓に努めましたが、当中間期中111億円減少し、中間期末残高は1兆3,562億円となりました。

損益面におきましては、株式保有残高の削減を進めました結果、株式売却益の計上等により経常利益は37億91百万円、中間純利益は21億41百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は8.43%となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前年同期比140億13百万円減少の625億94百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは56億41百万円（前年同期は△188億85百万円）となりました。これは主に貸出金の純減111億95百万円（前年同期は、貸出金の純減272億48百万円）等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは△537億68百万円（前年同期は3億13百万円）となりました。これは主に有価証券の取得による支出964億86百万円（前年同期は371億84百万円）、有価証券の売却・償還による収入455億77百万円（前年同期は379億17百万円）等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは△3億81百万円（前年同期は△7億91百万円）となりました。これは主に配当金支払による支出2億20百万円（前年同期は7億72百万円）等によるものであります。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、前年同期比4億92百万円の減少で、160億80百万円となりました。国内業務部門は前年同期比4億61百万円減少して160億15百万円となりました。国際業務部門については前年同期比52百万円減少して65百万円となりました。

当中間連結会計期間の役務取引等収支は、前年同期比1億92百万円減少して8億13百万円となりました。国内業務部門は前年同期比2億47百万円減少して16億42百万円となり、国際業務部門については、前年同期比8百万円増加して46百万円となりました。

当中間連結会計期間のその他業務収支は、2億42百万円増加して7億31百万円となりました。国内業務部門については前年同期比3億90百万円増加して10億96百万円となり、国際業務部門については前年同期比1百万円増加して74百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	16,477	117	21	16,572
	当中間連結会計期間	16,015	65	△0	16,080
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	18,362	205	170	18,381 ¹⁵
	当中間連結会計期間	17,635	117	157	17,588 ⁷
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,885	87	148	1,809 ¹⁵
	当中間連結会計期間	1,620	52	158	1,507 ⁷
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,889	38	922	1,005
	当中間連結会計期間	1,642	46	876	813
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,921	61	926	2,056
	当中間連結会計期間	2,809	65	879	1,995
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,031	23	3	1,051
	当中間連結会計期間	1,166	19	3	1,182
その他業務収支	前中間連結会計期間	706	72	290	488
	当中間連結会計期間	1,096	74	440	731
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,390	72	291	1,171
	当中間連結会計期間	1,944	74	440	1,578
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	684	—	1	683
	当中間連結会計期間	847	—	0	847

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は、前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間一百万円の金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は、前年同期比220億円増加して1兆6,029億円となりました。部門別では、国内業務部門1兆6,149億円、国際業務部門が115億円となりました。

一方、資金調達勘定平均残高は、前年同期比568億円増加して1兆5,490億円となりました。部門別では、国内業務部門が1兆5,607億円、国際業務部門が115億円となっております。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(12,132) 1,592,044	(15) 18,362	2.30
	当中間連結会計期間	(6,825) 1,614,962	(7) 17,635	2.17
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,328,667	17,555	2.63
	当中間連結会計期間	1,343,010	17,260	2.56
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	231	0	0.51
	当中間連結会計期間	54	0	0.42
うち有価証券	前中間連結会計期間	214,022	785	0.73
	当中間連結会計期間	189,458	359	0.37
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	25,799	0	0.00
	当中間連結会計期間	31,129	1	0.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	6,349	0	0.00
	当中間連結会計期間	25,163	1	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	2,563	0	0.02
	当中間連結会計期間	10,932	1	0.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,502,888	1,885	0.25
	当中間連結会計期間	1,560,764	1,620	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	1,480,606	1,301	0.17
	当中間連結会計期間	1,539,668	1,086	0.14
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,286	0	0.00
	当中間連結会計期間	191	0	0.00
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	19,330	214	2.21
	当中間連結会計期間	19,301	203	2.09

(注) 1. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間5,825百万円、当中間連結会計期間20,966百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間一百万円)及び利息(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間一百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社であります。

4. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

5. 金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	17,377	205	2.35
	当中間連結会計期間	11,503	117	2.03
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,619	53	2.93
	当中間連結会計期間	4,063	48	2.40
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	9,358	103	2.21
	当中間連結会計期間	5,271	28	1.08
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	147	1	1.65
	当中間連結会計期間	165	0	0.99
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(12,132) 17,429	(15) 87	1.00
	当中間連結会計期間	(6,825) 11,527	(7) 52	0.90
うち預金	前中間連結会計期間	4,821	46	1.91
	当中間連結会計期間	3,942	25	1.31
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	451	5	2.25
	当中間連結会計期間	738	5	1.48
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定分等を含めております。

2. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3. 国際業務部門の当行の外貨建取引の平均残高は日次カレント方式(毎日のT.T. 仲値を当日のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,597,289	16,346	1,580,943	18,552	170	18,381	2.31
	当中間連結会計期間	1,619,640	16,683	1,602,957	17,745	157	17,588	2.18
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,332,286	13,985	1,318,300	17,608	148	17,460	2.64
	当中間連結会計期間	1,347,074	14,802	1,332,271	17,309	157	17,151	2.56
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	231	—	231	0	—	0	0.51
	当中間連結会計期間	54	—	54	0	—	0	0.42
うち有価証券	前中間連結会計期間	223,380	861	222,519	888	21	866	0.77
	当中間連結会計期間	194,729	755	193,974	388	—	388	0.39
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	25,947	—	25,947	2	—	2	0.01
	当中間連結会計期間	31,295	—	31,295	2	—	2	0.01
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	6,349	—	6,349	0	—	0	0.00
	当中間連結会計期間	25,163	—	25,163	1	—	1	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	2,563	1,499	1,064	0	—	0	0.05
	当中間連結会計期間	10,932	1,124	9,807	1	—	1	0.02
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,508,186	16,027	1,492,158	1,957	148	1,809	0.24
	当中間連結会計期間	1,565,466	16,434	1,549,031	1,665	158	1,507	0.19
うち預金	前中間連結会計期間	1,485,428	2,041	1,483,386	1,347	0	1,347	0.18
	当中間連結会計期間	1,543,611	1,631	1,541,979	1,111	0	1,111	0.14
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,737	—	1,737	5	—	5	0.58
	当中間連結会計期間	929	—	929	5	—	5	1.17
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	19,330	13,985	5,344	214	148	66	2.47
	当中間連結会計期間	19,301	14,802	4,499	203	157	45	2.00

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間5,825百万円、当中間連結会計期間20,966百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間一百万円)及び利息(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間一百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引その他連結上の調整額であります。
4. 金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、前年同期比61百万円の減少で19億95百万円となりました。国内業務部門については、代理業務の受入手数料を中心として前年同期比1億12百万円減少して28億9百万円となりました。国際業務部門については、前年同期比4百万円増加して65百万円となりました。

当中間連結会計期間の役務取引等費用は、前年同期比1億30百万円増加して11億82百万円となりました。国内業務部門は支払保証料を中心として前年同期比1億34百万円増加して11億66百万円となり、国際業務部門については前年同期比4百万円減少して19百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,921	61	926	2,056
	当中間連結会計期間	2,809	65	879	1,995
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	217	—	—	217
	当中間連結会計期間	296	—	—	296
うち為替業務	前中間連結会計期間	778	61	5	834
	当中間連結会計期間	760	65	5	820
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	23	—	—	23
	当中間連結会計期間	62	—	—	62
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,836	—	920	915
	当中間連結会計期間	1,615	—	873	741
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	57	—	—	57
	当中間連結会計期間	69	—	—	69
うち保証業務	前中間連結会計期間	6	0	—	7
	当中間連結会計期間	5	0	—	6
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,031	23	3	1,051
	当中間連結会計期間	1,166	19	3	1,182
うち為替業務	前中間連結会計期間	139	21	—	160
	当中間連結会計期間	143	17	—	161

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額は、連結子会社相互間の取引高の消去額であります。

次へ

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,543,474	4,226	1,795	1,545,905
	当中間連結会計期間	1,598,495	3,915	1,930	1,600,481
うち流動性預金	前中間連結会計期間	551,738	—	785	550,953
	当中間連結会計期間	564,642	—	1,020	563,622
うち定期性預金	前中間連結会計期間	965,576	—	1,010	964,566
	当中間連結会計期間	1,008,008	—	910	1,007,098
うちその他	前中間連結会計期間	26,159	4,226	—	30,386
	当中間連結会計期間	25,844	3,915	—	29,760
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,543,474	4,226	1,795	1,545,905
	当中間連結会計期間	1,598,495	3,915	1,930	1,600,481

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

(5) 国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年9月30日		平成15年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,331,655	100.00	—	—
製造業	140,237	10.53	—	—
農業	1,864	0.14	—	—
林業	4	0.00	—	—
漁業	77	0.01	—	—
鉱業	831	0.06	—	—
建設業	75,963	5.71	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	842	0.06	—	—
運輸・通信業	21,051	1.58	—	—
卸売・小売業、飲食店	205,873	15.46	—	—
金融・保険業	79,905	6.00	—	—
不動産業	271,975	20.42	—	—
サービス業	171,928	12.91	—	—
地方公共団体	7,409	0.56	—	—
その他	353,689	26.56	—	—
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	—	—	1,356,007	100.00
製造業	—	—	127,339	9.39
農業	—	—	1,320	0.10
林業	—	—	3	0.00
漁業	—	—	69	0.01
鉱業	—	—	1,808	0.13
建設業	—	—	77,977	5.75
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	912	0.07
情報通信業	—	—	15,083	1.11
運輸業	—	—	19,455	1.43
卸売・小売業	—	—	167,300	12.34
金融・保険業	—	—	95,172	7.02
不動産業	—	—	286,335	21.12
各種サービス業	—	—	200,198	14.76
地方公共団体	—	—	8,127	0.60
その他	—	—	354,902	26.17
特別国際金融取引勘定分	250	100.00	211	100.00
政府等	250	100.00	211	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,331,905	—	1,356,218	—

(注) 1. 「国内」とは、当行(除く特別国際金融取引勘定分)及び連結子会社であります。

2. 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

次へ

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	114,537	—	—	114,537
	当中間連結会計期間	168,262	—	—	168,262
地方債	前中間連結会計期間	6,293	—	—	6,293
	当中間連結会計期間	4,847	—	—	4,847
社債	前中間連結会計期間	35,756	—	—	35,756
	当中間連結会計期間	33,878	—	—	33,878
株式	前中間連結会計期間	31,205	—	486	30,719
	当中間連結会計期間	26,405	—	643	25,762
その他の証券	前中間連結会計期間	205	8,159	—	8,364
	当中間連結会計期間	—	5,574	—	5,574
合計	前中間連結会計期間	187,998	8,159	486	195,671
	当中間連結会計期間	233,393	5,574	643	238,324

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. その他の証券は、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[前へ](#) [次へ](#)

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	17,005	16,820	△185
経費(除く臨時処理分)	10,856	10,628	△227
人件費	6,323	5,904	△418
物件費	4,093	4,273	180
税金	439	450	10
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,149	6,191	42
一般貸倒引当金繰入額	266	202	△63
業務純益	5,882	5,988	106
うち債券関係損益	56	451	395
臨時損益	△7,599	△2,576	5,022
株式関係損益	△1,298	3,134	4,432
不良債権処理損失	5,058	5,052	△5
貸出金償却	1	15	14
個別貸倒引当金繰入額	4,692	4,949	257
バルクセール売却損	166	82	△83
債権売却損失引当金繰入額	136	—	△136
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	61	3	△57
その他臨時損益	△1,243	△658	585
経常利益(△は経常損失)	△1,717	3,412	5,129
特別損益	3,014	△30	△3,044
うち動産不動産処分損益	△7	△37	△29
税引前中間純利益	1,297	3,381	2,084
法人税、住民税及び事業税	882	20	△862
法人税等調整額	△270	1,567	1,838
中間純利益	684	1,793	1,108

(注) 1. 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6. 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

[前へ](#)

[次へ](#)

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.29	2.17	△0.12
(イ)貸出金利回	2.62	2.55	△0.07
(ロ)有価証券利回	0.73	0.37	△0.35
(2) 資金調達原価 ②	1.65	1.53	△0.12
(イ)預金等利回	0.17	0.14	△0.03
(ロ)外部負債利回	1.85	1.91	0.06
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.63	0.63	0.00

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	18.96	19.46	0.49
業務純益ベース	18.14	18.82	0.68
中間純利益ベース	2.11	5.63	3.52

(注) ○業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益(一般貸倒引当金繰入前)} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365$$

$$\frac{\{(\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

○業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365$$

$$\frac{\{(\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

○中間純利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{中間純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365$$

$$\frac{\{(\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,547,701	1,602,411	54,709
預金(平残)	1,485,428	1,543,611	58,183
貸出金(末残)	1,334,206	1,361,120	26,913
貸出金(平残)	1,320,235	1,335,826	15,590

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,091,839	1,153,928	62,089
法人	455,862	448,482	△7,379
合計	1,547,701	1,602,411	54,709

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	324,171	328,416	4,244
うち住宅ローン残高	287,399	291,465	4,065
うちその他ローン残高	36,772	36,950	178

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,226,588	1,242,326	15,738
総貸出金残高	②	百万円	1,333,956	1,360,908	26,951
中小企業等貸出金比率	①/②	%	91.95	91.28	△0.66
中小企業等貸出先件数	③	件	58,738	60,044	1,306
総貸出先件数	④	件	58,901	60,204	1,303
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.72	99.73	0.01

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	110	473	95	473
保証	933	7,114	974	5,520
計	1,043	7,588	1,069	5,993

前へ 次へ

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	34,600	34,600
	利益剰余金	11,115	6,342
	連結子会社の少数株主持分	651	600
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	6,643	1
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	384	401
	為替換算調整勘定	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	計 (A)	77,639	79,440
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	4,673	3,766
	一般貸倒引当金	6,677	6,886
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務	—	—
	うち期限付劣後債務(注1)	3,000	3,000
	計	14,351	13,653
うち自己資本への算入額 (B)	14,351	13,653	
控除項目	控除項目(注2) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	91,889	92,992
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,061,749	1,096,766
	オフ・バランス取引項目	6,719	5,099
	計 (E)	1,068,469	1,101,865
連結自己資本比率(国内基準) = D/E × 100 (%)		8.60	8.43

(注) 1. 告示第24条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

[前へ](#) [次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	34,600	34,600
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	3,699	3,699
	任意積立金	2,350	1,500
	中間未処分利益	6,185	2,048
	その他	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	6,648	5
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	11	28
	営業権相当額(△)	—	—
	計 (A)	78,475	80,114
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	4,673	3,766
	一般貸倒引当金	6,678	6,881
	負債性資本調達手段等	3,000	3,000
	うち永久劣後債務	—	—
	うち期限付劣後債務(注1)	3,000	3,000
計	14,352	13,648	
うち自己資本への算入額 (B)	14,352	13,648	
控除項目	控除項目(注2) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	92,726	93,661
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,061,913	1,095,927
	オフ・バランス取引項目	6,719	5,099
	計 (E)	1,068,633	1,101,026
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		8.67	8.50

(注) 1. 告示第31条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

2. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	372	302
危険債権	340	210
要管理債権	482	425
正常債権	12,269	12,765

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

これまで当行は、首都圏を営業基盤とする地域金融機関として、「地域社会の繁栄に貢献し、豊かな町づくりに奉仕する」という経営理念のもと、徹底した狭地域・高密着の営業方針により、地域の中小零細企業、個人事業主及び個人のお客様に対して、お客様サイドに立って適切かつ安全な金融サービスを提供してまいりました。

最近の金融情勢をみますと、日本銀行の潤沢な資金供給のもとで、短期市場金利は引き続きほぼゼロ%で推移しておりますが、我が国経済の先行きの見方が改善する中で、長期金利は上昇に転じ、また、日経平均株価も海外投資家の投資の継続などから、1万円台まで回復しました。

このような情勢の中、当行は、前期に株式含み損の抜本的処理を行い資産の健全化を図り経営体質を強化しましたが、この結果、経営健全化計画に定める収益目標を一時的に下回ることとなったため、業務改善命令に基づき経営健全化計画の見直しを行い、さらなる合理化・効率化を推進し、経営の健全性の確保と業績の一層の向上に努めることといたしました。

今後も、経営体質の強化ならびに合理化・効率化を推進し、経営の健全性の確保と業績の一層の向上に努めるとともに、ますます多様化・高度化するお客様のニーズに的確に対応してまいり所存でございます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	388,000,000
優先株式	20,000,000
計	408,000,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は4億8百万株とし、このうち3億8千8百万株は普通株式、2千万株は優先株式とする。ただし、優先株式につき消却又は普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月24日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	184,673,500	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
第一回優先株式	10,000,000	同左	—	(注) 2
計	194,673,500	同左	—	—

(注) 1. 議決権を有しております。

2. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。

① 優先配当金

本優先株式1株につき22円とする。ただし、平成13年3月31日の1日間に対する優先配当金については1株につき6円とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

本優先株式1株につき11円とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,000円を支払う。

本優先株主に対しては、前記の2,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 本優先株式の消却

当行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 本優先株式の併合または分割、本優先株主への新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、本優先株主には、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(6) 普通株式への転換

本優先株主は、本優先株式の普通株式への転換を請求できる。

① 転換を請求し得べき期間

平成15年3月31日から平成23年3月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換の条件

ア. 当初転換価額

当初転換価額は、平成15年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示も含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、当該金額とする。

イ. 転換価額の修正

転換価額は、平成15年3月31日以降平成23年3月30日までの毎年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示も含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、当該金額とする。

ウ. 転換価額の調整

転換価額は、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、その他一定の場合には次に定める算式により調整されるほか、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

エ. 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行する普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法の定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

オ. 転換請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日本証券代行株式会社

カ. 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および本優先株式の株券が転換受付場所に到着したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

③ 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示も含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法の定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④ 優先株式の転換と配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 優先順位

当行の発行する各種の優先株式の優先株主配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年9月30日	—	普通株式 184,673 第一回 優先株式 10,000	—	38,300,000	—	34,600,245

(4) 【大株主の状況】

① 普通株式

氏名又は名称	住所	平成15年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
SMBC抵当証券株式会社	東京都中央区日本橋本町3丁目4番10号	15,530	8.40
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	8,860	4.79
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	7,578	4.10
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	5,770	3.12
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	5,575	3.01
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南1丁目3番1号	5,575	3.01
アクサグループライフ生命保険株式会社	東京都渋谷区東1丁目2番19号	5,488	2.97
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	4,974	2.69
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,604	2.49
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地	4,121	2.23
計	—	68,076	36.86

(注) SMBC抵当証券株式会社は、平成15年6月30日、旧社名エヌエムビーシー抵当証券株式会社から現社名に商号変更を行いました。

② 第一回優先株式

氏名又は名称	住所	平成15年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	10,000	100.00
計	—	10,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 10,000,000	—	「1 株式等の状況」の(1)株式の総数等に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	(自己保有株式) 普通株式 80,000	—	—
完全議決権株式(その他) (注)2	普通株式 183,316,000	183,257	—
単元未満株式	普通株式 1,277,500	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	194,673,500	—	—
総株主の議決権	—	183,257	—

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄は、全て当行保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、59,000株含まれております。

② 【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 東日本銀行	東京都中央区日本 橋3丁目11番2号	80,000	—	80,000	0.04
計	—	80,000	—	80,000	0.04

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	352	400	380	395	349	344
最低(円)	320	338	330	331	327	325

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておりません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）及び当中間会計期間（自平成15年4月1日 至平成15年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	88,003	5.27	76,163	4.43	117,883	6.91
コールローン及び買入手形		27,900	1.67	10,000	0.58	—	—
買入金銭債権		95	0.01	10,084	0.59	10,076	0.59
商品有価証券		20	0.00	—	—	—	—
有価証券	※1,7	195,671	11.72	238,324	13.87	181,039	10.60
貸出金	※2,3, 4,5,6, 8	1,331,905	79.75	1,356,218	78.94	1,367,414	80.09
外国為替	※6	1,764	0.11	1,737	0.10	1,659	0.10
その他資産	※7	10,256	0.61	8,516	0.50	10,600	0.62
動産不動産	※9,10	27,976	1.68	27,303	1.59	25,412	1.49
繰延税金資産		24,263	1.45	21,018	1.22	23,740	1.39
支払承諾見返		7,588	0.45	5,993	0.35	7,199	0.42
貸倒引当金		△45,421	△2.72	△37,293	△2.17	△37,765	△2.21
資産の部合計		1,670,023	100.00	1,718,067	100.00	1,707,260	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	1,545,905	92.57	1,600,481	93.16	1,591,801	93.24
コールマネー及び売渡手形		1,091	0.07	540	0.03	795	0.05
借入金	※7,11	4,872	0.29	4,373	0.26	4,553	0.27
外国為替		3	0.00	42	0.00	9	0.00
その他負債	※12	15,131	0.91	11,870	0.69	12,693	0.74
賞与引当金		811	0.05	977	0.06	334	0.02
退職給付引当金		5,247	0.31	5,877	0.34	5,380	0.31
債権売却損失引当金		1,245	0.07	—	—	101	0.01
繰延税金負債		102	0.01	100	0.00	100	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※9	4,361	0.26	3,398	0.20	3,398	0.20
支払承諾		7,588	0.45	5,993	0.35	7,199	0.42
負債の部合計		1,586,360	94.99	1,633,654	95.09	1,626,366	95.26
(少数株主持分)							
少数株主持分		651	0.04	600	0.03	684	0.04
(資本の部)							
資本金		38,300	2.29	38,300	2.23	38,300	2.24
資本剰余金		34,600	2.07	34,600	2.01	34,600	2.03
利益剰余金	※13	11,115	0.67	6,342	0.37	4,421	0.26
土地再評価差額金	※9	6,023	0.36	4,971	0.29	4,971	0.29
その他有価証券評価差額金		△6,643	△0.40	△1	△0.00	△1,687	△0.10
自己株式		△384	△0.02	△401	△0.02	△397	△0.02
資本の部合計		83,011	4.97	83,811	4.88	80,209	4.70
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,670,023	100.00	1,718,067	100.00	1,707,260	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		21,845	100.00	24,754	100.00	43,353	100.00
資金運用収益		18,381		17,588		36,527	
(うち貸出金利息)		(17,460)		(17,151)		(34,849)	
(うち有価証券利息配当金)		(867)		(388)		(1,570)	
役務取引等収益		2,056		1,995		4,085	
その他業務収益		1,171		1,578		2,290	
その他経常収益		235		3,593		450	
経常費用		23,429	107.25	20,962	84.68	57,082	131.67
資金調達費用		1,809		1,507		3,459	
(うち預金利息)		(1,347)		(1,111)		(2,571)	
役務取引等費用		1,051		1,182		1,912	
その他業務費用		683		847		1,448	
営業経費		12,300		11,755		23,149	
その他経常費用	※1	7,586		5,671		27,113	
経常利益(△は経常損失)		△1,584	△7.25	3,791	15.32	△13,729	△31.67
特別利益	※2	3,035	13.89	8	0.03	3,215	7.42
特別損失	※3	19	0.09	37	0.15	684	1.58
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		1,431	6.55	3,762	15.20	△11,199	△25.83
法人税、住民税及び事業税		913	4.18	48	0.20	95	0.22
法人税等調整額		66	0.30	1,570	6.34	△3,916	△9.03
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△13	△0.06	3	0.01	19	0.04
中間純利益 (△は当期純損失)		464	2.13	2,141	8.65	△7,397	△17.06

③ 【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		34,600	34,600	34,600
資本剰余金中間期末(期末)残高		34,600	34,600	34,600
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		11,422	4,421	11,422
利益剰余金増加高		464	2,141	1,168
中間純利益		464	2,141	—
土地再評価差額金取崩に伴う 剰余金増加高		—	—	1,168
利益剰余金減少高		772	220	8,170
配当金		772	220	772
当期純損失		—	—	7,397
利益剰余金中間期末(期末)残高		11,115	6,342	4,421

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益(△ は税金等調整前当期純損失)		1,431	3,762	△11,199
減価償却費		993	1,114	1,954
連結調整勘定償却額		—	70	—
貸倒引当金の増減(△)額		2,681	△472	△4,974
債権売却損失引当金の 増減(△)額		△1,955	△101	△3,099
賞与引当金の増減(△)額		256	643	△220
退職給付引当金の増減(△)額		△1,778	497	△1,646
資金運用収益		△18,381	△17,588	△36,527
資金調達費用		1,809	1,507	3,459
有価証券関係損益(△)		1,241	△3,585	19,348
金銭の信託の運用損益(△)		5	—	5
為替差損益(△)		6	5	7
動産不動産処分損益(△)		3	33	489
貸出金の純増(△)減		27,248	11,195	△8,259
預金の純増減(△)		△9,303	8,679	36,592
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		△878	△179	△1,197
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△9,512	△6,795	△4,890
コールローン等の純増(△)減		△27,918	△10,007	△9,999
コールマネー等の純増減(△)		△55	△255	△351
外国為替(資産)の純増(△)減		△34	△78	71
外国為替(負債)の純増減(△)		△1	32	4
資金運用による収入		19,511	17,781	37,923
資金調達による支出		△1,557	△1,287	△3,924
その他		△109	700	△1,713
小計		△16,297	5,672	11,851
法人税等の支払額		△2,587	△31	△2,592
営業活動による キャッシュ・フロー		△18,885	5,641	9,259

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△37,184	△96,486	△60,036
有価証券の売却による収入		4,905	30,080	9,053
有価証券の償還による収入		33,011	15,497	56,835
動産不動産の取得による支出		△522	△2,972	△1,635
動産不動産の売却による収入		102	112	2,466
投資活動による キャッシュ・フロー		313	△53,768	6,683
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		△772	△220	△772
少数株主への配当金支払額		△15	—	△15
自己株式の取得による支出		△3	△4	△16
少数株主からの株式取得による 支出		—	△157	—
財務活動による キャッシュ・フロー		△791	△381	△804
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		△6	△5	△7
V 現金及び現金同等物 の増減(△)額		△19,371	△48,514	15,130
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		95,979	111,109	95,979
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	76,608	62,594	111,109

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 7社 （関東データセンター、東日本リース㈱、東日本ビジネスサービス㈱、東日本オフィスサービス㈱、東日本保証サービス㈱、東日本銀ファイナンス㈱、東日本銀ジェシーカード㈱） (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 7社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 7社 連結子会社名は、「第1企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の関連会社 同左 (2) 持分法非適用の関連会社 同左	(1) 持分法適用の関連会社 同左 (2) 持分法非適用の関連会社 同左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	—————	—————
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結会計期間末前1ヵ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結会計期間末前1ヵ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末前1ヵ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		より処理しております。	
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行及び連結子会社の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。 動産 定率法を採用しております。 ただし、リース資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産(リース資産) 3年～18年 (リース期間) 動産(その他) 3年～15年	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 同左	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行及び連結子会社の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。 建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。 動産 定率法を採用しております。 ただし、リース資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産(リース資産) 3年～18年 (リース期間) 動産(その他) 3年～15年

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	② ソフトウェア 同左	② ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 同左	(5) 貸倒引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>与信関連業務を営んでいる連結子会社については当行と同様の方法により引当を行っており、その他の連結子会社については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。</p>		
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。</p> <p>当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における返還相当額は7,849百万円であります。</p> <p>なお、過去勤務債務につきましては、その発生原因が厚生年金基金の代行部分に係るものであったため、全額を代行返上に際して消滅したものととして処理しております。</p> <p>また、会計基準変更時差異につきましては、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について按分額を費用処理しております。</p>		<p>を費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。</p> <p>当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。</p> <p>本処理に伴う損益に与えた影響額等については、「退職給付に関する注記」に記載しております。</p> <p>なお、過去勤務債務につきましては、その発生原因が厚生年金基金の代行部分に係るものであったため、全額を代行返上に際して消滅したものととして処理しております。</p> <p>また、会計基準変更時差異につきましては、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	—————	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(11)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は35百万円増加、「その他負債」は35百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。</p> <p>なお、この変更による連結財務諸表への影響はありません。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」は35百万円増加、「その他負債」は35百万円増加しております。	の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。
	(10)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10)リース取引の処理方法 同左	(10)リース取引の処理方法 同左
	(11)重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に	(11)重要なヘッジ会計の方法 ①金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロ	(11)重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>ヘッジ」を実施しておりますが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,728百万円です。</p> <p>②為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債</p>	<p>定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。	
	(12) 消費税等の会計処理 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。 ただし、当行の動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	(12) 消費税等の会計処理 同左	(12) 消費税等の会計処理 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。 ただし、当行の動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
	—————	(13) 手形割引の会計処理 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。	(13) 手形割引の会計処理 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。
	—————	—————	(14) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。 なお、連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当連結会

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			<p>計年度における連結貸借対照表の資本の部および連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>②1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p> <p>③金融商品会計 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、当連結会計年度から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)にもとづき、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。なお、この変更による連結財務諸表への影響はありません。</p>
5. 中間連結(連結)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

次へ

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日)
<p>(金融商品会計)</p> <p>現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、当中間連結会計期間から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)にもとづき、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。</p>		
<p>(外貨建取引等会計処理基準)</p> <p>当行は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>これに伴い、前中間連結会計期間において独立掲記しておりました「子会社の所有する親会社株式」(当中間連結会計期間373百万円)は、当中間連結会計期間においては「自己株式」に含めて表示しております。</p>		

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>※1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に2,157百万円含まれております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,338百万円、延滞債権額は54,418百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,607百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は33,683百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に2,163百万円含まれております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,371百万円、延滞債権額は37,356百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,519百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,266百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,153百万円含まれております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は19,718百万円、延滞債権額は37,653百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,116百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,810百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																				
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は109,049百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は42,034百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="135 875 478 1032"> <tr><td>現金預け金</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>81,703百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>131百万円</td></tr> <tr><td>リース契約債権</td><td>979百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="135 1070 478 1137"> <tr><td>預金</td><td>4,410百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,600百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,151百万円を差し入れております。</p> <p>また、リース契約債権は、リース資産に見合う請求未到来分の債権の一部であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,593百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが38,299百万円あります。</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	81,703百万円	その他資産	131百万円	リース契約債権	979百万円	預金	4,410百万円	借入金	1,600百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,514百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41,727百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="557 875 900 1032"> <tr><td>現金預け金</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>105,221百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>88百万円</td></tr> <tr><td>リース契約債権</td><td>493百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="557 1070 900 1137"> <tr><td>預金</td><td>3,449百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,170百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,759百万円を差し入れております。</p> <p>また、リース契約債権は、リース資産に見合う請求未到来分の債権の一部であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,476百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが38,786百万円あります。</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	105,221百万円	その他資産	88百万円	リース契約債権	493百万円	預金	3,449百万円	借入金	1,170百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は102,299百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引により受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は45,844百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="978 875 1321 1032"> <tr><td>現金預け金</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>50,125百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>108百万円</td></tr> <tr><td>リース契約債権</td><td>607百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="978 1070 1321 1137"> <tr><td>預金</td><td>3,743百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,300百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,146百万円を差し入れております。</p> <p>また、リース契約債権は、リース資産に見合う請求未到来分の債権の一部であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、57,642百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが38,805百万円あります。</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	50,125百万円	その他資産	108百万円	リース契約債権	607百万円	預金	3,743百万円	借入金	1,300百万円
現金預け金	4百万円																																					
有価証券	81,703百万円																																					
その他資産	131百万円																																					
リース契約債権	979百万円																																					
預金	4,410百万円																																					
借入金	1,600百万円																																					
現金預け金	4百万円																																					
有価証券	105,221百万円																																					
その他資産	88百万円																																					
リース契約債権	493百万円																																					
預金	3,449百万円																																					
借入金	1,170百万円																																					
現金預け金	4百万円																																					
有価証券	50,125百万円																																					
その他資産	108百万円																																					
リース契約債権	607百万円																																					
預金	3,743百万円																																					
借入金	1,300百万円																																					

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませ</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませ</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませ</p> <p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>※10. 動産不動産の減価償却累計額 22,873百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に2,113百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は60百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>※13. 当行は、商法第289条第2項および銀行法第18条第2項の規定に基づき、当中間連結会計期間中に利益準備金1,368百万円を取り崩しております。なお、これに伴う利益剰余金への影響はありません。</p>	<p>※10. 動産不動産の減価償却累計額 20,879百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,202百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は427百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>※13. —————</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,403百万円</p> <p>※10. 動産不動産の減価償却累計額 21,818百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p> <p>※12. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,665百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は89百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>※13. 当行は、商法第289条第2項および銀行法第18条第2項の規定に基づき、当連結会計年度中に利益準備金1,368百万円を取り崩しております。なお、これに伴う利益剰余金への影響はありません。</p>

前へ 次へ

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,781百万円、株式等償却987百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 特別利益には、厚生年金基金の代行部分の返上による利益3,016百万円、動産不動産処分益として土地の売却益11百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損9百万円、動産の処分損10百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,952百万円、株式等償却262百万円を含んでおります。</p> <p>※2. —————</p> <p>※3. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損10百万円、動産の処分損27百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常費用には、株式等償却18,943百万円、延滞債権等を売却したことによる損失1,796百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 特別利益には、厚生年金基金の代行部分の返上による利益3,016百万円、動産不動産処分益として、建物の売却益173百万円、土地の売却益11百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、動産不動産処分損として、土地の売却損544百万円、建物の処分損115百万円、動産の処分損24百万円を含んでおります。</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																		
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位 百万円)</p> <p>平成14年9月30日現在</p> <table data-bbox="113 439 475 593"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>88,003</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△11,395</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>76,608</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	88,003	日本銀行以外への預け金	△11,395	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>76,608</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位 百万円)</p> <p>平成15年9月30日現在</p> <table data-bbox="534 439 896 593"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>76,163</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△13,569</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>62,594</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	76,163	日本銀行以外への預け金	△13,569	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>62,594</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位 百万円)</p> <p>平成15年3月31日現在</p> <table data-bbox="956 439 1318 593"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>117,883</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△6,774</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>111,109</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	117,883	日本銀行以外への預け金	△6,774	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>111,109</u>
現金預け金勘定	88,003																			
日本銀行以外への預け金	△11,395																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>76,608</u>																			
現金預け金勘定	76,163																			
日本銀行以外への預け金	△13,569																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>62,594</u>																			
現金預け金勘定	117,883																			
日本銀行以外への預け金	△6,774																			
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>111,109</u>																			

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																																																										
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table data-bbox="135 504 478 604"> <tr><td>動産</td><td>679百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>704百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table data-bbox="135 638 478 739"> <tr><td>動産</td><td>238百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>260百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高相当額 <table data-bbox="135 772 478 873"> <tr><td>動産</td><td>441百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>443百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table data-bbox="135 940 478 1041"> <tr><td>1年内</td><td>193百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>253百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>447百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table data-bbox="135 1108 478 1209"> <tr><td>支払リース料</td><td>112百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>107百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>5百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	動産	679百万円	その他	24百万円	合計	704百万円	動産	238百万円	その他	22百万円	合計	260百万円	動産	441百万円	その他	2百万円	合計	443百万円	1年内	193百万円	1年超	253百万円	合計	447百万円	支払リース料	112百万円	減価償却費相当額	107百万円	支払利息相当額	5百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table data-bbox="558 504 901 604"> <tr><td>動産</td><td>496百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>498百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table data-bbox="558 638 901 739"> <tr><td>動産</td><td>247百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>248百万円</td></tr> </table> 中間連結会計期間末残高相当額 <table data-bbox="558 772 901 873"> <tr><td>動産</td><td>249百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>249百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table data-bbox="558 940 901 1041"> <tr><td>1年内</td><td>166百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>86百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>253百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table data-bbox="558 1108 901 1209"> <tr><td>支払リース料</td><td>95百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>92百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>3百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 	動産	496百万円	その他	1百万円	合計	498百万円	動産	247百万円	その他	1百万円	合計	248百万円	動産	249百万円	その他	0百万円	合計	249百万円	1年内	166百万円	1年超	86百万円	合計	253百万円	支払リース料	95百万円	減価償却費相当額	92百万円	支払利息相当額	3百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table data-bbox="981 504 1324 604"> <tr><td>動産</td><td>662百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>670百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table data-bbox="981 638 1324 739"> <tr><td>動産</td><td>321百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>329百万円</td></tr> </table> 年度末残高相当額 <table data-bbox="981 772 1324 873"> <tr><td>動産</td><td>340百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>341百万円</td></tr> </table> 未経過リース料年度末残高相当額 <table data-bbox="981 940 1324 1041"> <tr><td>1年内</td><td>175百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>170百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>345百万円</td></tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table data-bbox="981 1108 1324 1209"> <tr><td>支払リース料</td><td>218百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>209百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>10百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	動産	662百万円	その他	7百万円	合計	670百万円	動産	321百万円	その他	7百万円	合計	329百万円	動産	340百万円	その他	0百万円	合計	341百万円	1年内	175百万円	1年超	170百万円	合計	345百万円	支払リース料	218百万円	減価償却費相当額	209百万円	支払利息相当額	10百万円
動産	679百万円																																																																																											
その他	24百万円																																																																																											
合計	704百万円																																																																																											
動産	238百万円																																																																																											
その他	22百万円																																																																																											
合計	260百万円																																																																																											
動産	441百万円																																																																																											
その他	2百万円																																																																																											
合計	443百万円																																																																																											
1年内	193百万円																																																																																											
1年超	253百万円																																																																																											
合計	447百万円																																																																																											
支払リース料	112百万円																																																																																											
減価償却費相当額	107百万円																																																																																											
支払利息相当額	5百万円																																																																																											
動産	496百万円																																																																																											
その他	1百万円																																																																																											
合計	498百万円																																																																																											
動産	247百万円																																																																																											
その他	1百万円																																																																																											
合計	248百万円																																																																																											
動産	249百万円																																																																																											
その他	0百万円																																																																																											
合計	249百万円																																																																																											
1年内	166百万円																																																																																											
1年超	86百万円																																																																																											
合計	253百万円																																																																																											
支払リース料	95百万円																																																																																											
減価償却費相当額	92百万円																																																																																											
支払利息相当額	3百万円																																																																																											
動産	662百万円																																																																																											
その他	7百万円																																																																																											
合計	670百万円																																																																																											
動産	321百万円																																																																																											
その他	7百万円																																																																																											
合計	329百万円																																																																																											
動産	340百万円																																																																																											
その他	0百万円																																																																																											
合計	341百万円																																																																																											
1年内	175百万円																																																																																											
1年超	170百万円																																																																																											
合計	345百万円																																																																																											
支払リース料	218百万円																																																																																											
減価償却費相当額	209百万円																																																																																											
支払利息相当額	10百万円																																																																																											

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
(貸手側)	(貸手側)	(貸手側)
・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高
取得価額	取得価額	取得価額
動産 9,021百万円	動産 7,848百万円	動産 8,403百万円
その他 325百万円	その他 282百万円	その他 327百万円
合計 9,346百万円	合計 8,131百万円	合計 8,730百万円
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
動産 7,058百万円	動産 5,969百万円	動産 6,482百万円
その他 179百万円	その他 153百万円	その他 171百万円
合計 7,238百万円	合計 6,122百万円	合計 6,654百万円
中間連結会計期間末残高	中間連結会計期間末残高	年度末残高
動産 1,963百万円	動産 1,879百万円	動産 1,921百万円
その他 145百万円	その他 129百万円	その他 155百万円
合計 2,108百万円	合計 2,008百万円	合計 2,076百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 940百万円	1年内 855百万円	1年内 893百万円
1年超 1,690百万円	1年超 1,612百万円	1年超 1,675百万円
合計 2,631百万円	合計 2,468百万円	合計 2,569百万円
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いとため、受取利子込み法によっております。	(注) 同左	(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いとため、受取利子込み法によっております。
・受取リース料及び減価償却費	・受取リース料及び減価償却費	・受取リース料及び減価償却費
受取リース料 593百万円	受取リース料 527百万円	受取リース料 1,142百万円
減価償却費 405百万円	減価償却費 367百万円	減価償却費 848百万円

前へ 次へ

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	39,631	27,701	△11,930	334	12,265
債券	156,061	156,580	518	641	122
国債	114,411	114,537	125	177	51
地方債	6,121	6,293	172	181	8
社債	35,529	35,749	220	283	62
その他	8,688	8,646	△41	116	158
合計	204,381	192,928	△11,453	1,092	12,545

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当中間連結会計期間においてその他有価証券で時価のある株式について958百万円減損処理を行っております。

2. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,018

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	61,934	61,752	△182	3	186
地方債	561	523	△38	—	38
社債	27,031	26,784	△247	5	252
その他	—	—	—	—	—
合計	89,527	89,060	△467	9	477

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	19,142	23,044	3,902	4,642	740
債券	121,383	117,453	△3,930	155	4,086
国債	110,392	106,327	△4,065	9	4,074
地方債	4,217	4,286	68	76	8
社債	6,773	6,840	66	69	3
その他	5,780	5,805	25	46	20
合計	146,306	146,303	△2	4,844	4,847

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。当中間連結会計期間においてその他有価証券で時価のある株式について、262百万円減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,717

前へ 次へ

Ⅲ 前連結会計年度末

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	22,769	21,615	△1,154	361	1,516
債券	153,587	151,860	△1,727	580	2,308
国債	112,408	110,119	△2,289	15	2,304
地方債	6,395	6,654	259	259	—
社債	34,783	35,086	302	305	3
その他	4,693	4,735	41	96	55
合計	181,051	178,210	△2,840	1,039	3,879

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。当連結会計年度においてその他有価証券で時価のある株式について、18,893百万円減損処理しております。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	9,010	155	428

3. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,062

4. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	14,549	25,922	3,599	107,795
国債	2,039	285	—	107,795
地方債	467	2,852	3,334	—
社債	12,043	22,784	265	—
その他	—	1,100	3,293	—
合計	14,549	27,022	6,893	107,795

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△11,453
その他有価証券	△11,453
繰延税金資産	4,814
繰延税金負債	△3
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△6,643
その他有価証券評価差額金	△6,643

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2
その他有価証券	△2
繰延税金資産	3
繰延税金負債	△2
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1
その他有価証券評価差額金	△1

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,840
その他有価証券	△2,840
繰延税金資産	1,155
繰延税金負債	△2
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,687
その他有価証券評価差額金	△1,687

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	5,459	△6	△6

また、同様に、先物為替予約のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
店頭	為替予約	1,178

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	2,125	△56	△56

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	2,413	11	11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度末

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	4,989	1	1

また、同様に、先物為替予約のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
店頭	為替予約	
	売建	708
	買建	703
	通貨オプション	
	売建	—
	買建	—
	その他	
	売建	—
買建	—	

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	342.24	346.68	327.09
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	2.53	11.63	△ 41.38
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	2.03	9.33	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、当 期純損失が計上されている ため記載しておりません。

(注) 1. 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針を適用して算定した、平成13年度中間連結会計期間及び平成13年連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		平成13年度中間連結会計期 間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	平成13年連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	351.23	345.24
1株当たり中間(当期)純利益	円	4.25	9.14
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	3.54	8.60

2. 1株当たり中間純利益(△は当期純損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり当期純損失)				
中間純利益(△は当期純損失)	百万円	464	2,141	△ 7,397
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	220
うち利益処分による優先 配当額	百万円	—	—	220
普通株式に係る中間純利益 (△は当期純損失)	百万円	464	2,141	△ 7,617
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	184,119	184,072	184,105
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	45,454	45,454	—
うち優先株式	千株	45,454	45,454	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※9	87,758	5.26	75,934	4.42	117,569	6.89
買入手形		27,900	1.67	10,000	0.58	—	—
買入金銭債権		95	0.01	10,084	0.59	10,076	0.59
商品有価証券		20	0.00	—	—	—	—
有価証券	※1, 2,9	196,094	11.75	238,914	13.91	181,472	10.64
貸出金	※3,4, 5,6,7, 8,10	1,334,206	79.94	1,361,120	79.26	1,369,773	80.30
外国為替	※8	1,764	0.11	1,737	0.10	1,659	0.10
その他資産		7,206	0.43	5,738	0.33	7,330	0.43
動産不動産	※11, 12,14	23,603	1.41	21,795	1.27	21,179	1.24
繰延税金資産		25,187	1.51	21,790	1.27	24,510	1.43
支払承諾見返		7,588	0.45	5,993	0.35	7,199	0.42
貸倒引当金		△42,387	△2.54	△35,773	△2.08	△34,884	△2.04
資産の部合計		1,669,038	100.00	1,717,336	100.00	1,705,886	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	1,547,701	92.73	1,602,411	93.31	1,592,994	93.38
コールマネー		1,091	0.07	540	0.03	795	0.05
借入金	※13	3,000	0.18	3,000	0.17	3,000	0.18
外国為替		3	0.00	42	0.00	9	0.00
その他負債	※15	11,869	0.71	8,369	0.49	9,309	0.54
賞与引当金		723	0.04	909	0.05	253	0.01
退職給付引当金		5,152	0.31	5,770	0.34	5,278	0.31
債権売却損失引当金		1,245	0.08	—	—	101	0.01
投資損失引当金		1,803	0.11	1,815	0.11	1,715	0.10
再評価に係る繰延税金負債	※14	4,361	0.26	3,398	0.20	3,398	0.20
支払承諾		7,588	0.45	5,993	0.35	7,199	0.42
負債の部合計		1,584,539	94.94	1,632,249	95.05	1,624,054	95.20
(資本の部)							
資本金		38,300	2.30	38,300	2.23	38,300	2.25
資本剰余金		34,600	2.07	34,600	2.01	34,600	2.03
資本準備金		34,600		34,600		34,600	
利益剰余金		12,235	0.73	7,248	0.42	5,675	0.33
利益準備金	※16	3,699		3,699		3,699	
任意積立金		2,350		1,500		2,350	
中間未処分利益 (△は当期末処理損失)	※16	6,185		2,048		△374	
土地再評価差額金	※14	6,023	0.36	4,971	0.29	4,971	0.29
その他有価証券評価差額金		△6,648	△0.40	△5	△0.00	△1,690	△0.10
自己株式		△11	△0.00	△28	△0.00	△24	△0.00
資本の部合計		84,499	5.06	85,086	4.95	81,832	4.80
負債及び資本の部合計		1,669,038	100.00	1,717,336	100.00	1,705,886	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		20,095	100.00	23,165	100.00	39,939	100.00
資金運用収益		18,346		17,558		36,448	
(うち貸出金利息)		(17,402)		(17,121)		(34,749)	
(うち有価証券利息配当金)		(889)		(388)		(1,592)	
役務取引等収益		1,365		1,473		2,777	
その他業務収益		132		526		248	
その他経常収益		251		3,607		465	
経常費用		21,812	108.55	19,753	85.27	53,578	134.15
資金調達費用		1,782		1,493		3,417	
(うち預金利息)		(1,347)		(1,111)		(2,572)	
役務取引等費用		1,054		1,185		1,919	
その他業務費用		0		59		133	
営業経費	※1	11,496		11,272		21,675	
その他経常費用	※2	7,477		5,743		26,433	
経常利益(△は経常損失)		△1,717	△8.55	3,412	14.73	△13,639	△34.15
特別利益	※3	3,034	15.10	7	0.03	3,212	8.04
特別損失	※4	19	0.10	37	0.16	676	1.69
税引前中間純利益 (△は税引前当期純損失)		1,297	6.45	3,381	14.60	△11,103	△27.80
法人税、住民税及び事業税		882	4.39	20	0.09	39	0.10
法人税等調整額		△270	△1.35	1,567	6.77	△4,098	△10.26
中間純利益 (△は当期純損失)		684	3.41	1,793	7.74	△7,044	△17.64
前期繰越利益		4,132		255		4,132	
土地再評価差額金取崩額		—		—		1,168	
利益準備金取崩額		1,368		—		1,368	
中間未処分利益 (△は当期末処理損失)		6,185		2,048		△374	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	—	—
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間会計期間末前1ヵ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間会計期間末前1ヵ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 定率法 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産 3年～15年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左	(1) 動産不動産 定率法 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産 3年～15年 (2) ソフトウェア 同左

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 (追加情報) 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。 (追加情報) 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。当中間期末における返還相当額は7,849百万円であります。</p> <p>なお、過去勤務債務につきましては、その発生原因が厚生年金基金の代行部分に係るものであったため、全額を代行返上に際して消滅したものととして処理しております。また、会計基準変更時差異につきましては、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について按分額を費用処理しております。</p>		<p>当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして処理しております。本処理に伴う影響額は、特別利益として3,016百万円計上されております。</p> <p>なお、当期末における返還相当額は7,820百万円であります。</p> <p>なお、過去勤務債務につきましては、その発生原因が厚生年金基金の代行部分に係るものであったため、全額を代行返上に際して消滅したものととして処理しております。また、会計基準変更時差異につきましては、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について按分額を費用処理しております。</p>
	(4) 債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	—————	(4) 債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(5) 投資損失引当金 関係会社の債務超過額にかかる損失に備えるため、関係会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。	(5) 投資損失引当金 同左	(5) 投資損失引当金 同左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8. ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は35百万円増加、「その他負債」は35百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更により</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。</p> <p>なお、この変更による財務諸表への影響はありません。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は35百万円増加、「その他負債」は35百万円増加しております。</p>	<p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(1)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しては、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末</p>	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>なお、一部の資産については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,728百万円であります。</p> <p>(2)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるものであります。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>	<p>なお、一部の資産については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
10. 手形割引の会計処理	—————	手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。	手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。
11. その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項	—————	—————	<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準</p> <p>「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			<p>(3)金融商品会計</p> <p>現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、当事業年度から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)にもとづき、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。</p> <p>なお、この変更による財務諸表への影響はありません。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
(金融商品会計) 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、当中間会計期間から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)にもとづき、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。		
(外貨建取引等会計処理基準) 従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺処理しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。		

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間期の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		

次へ

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>※1. 子会社の株式総額 486百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,157百万円含まれております。また、使用貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の社債に1,955百万円含まれております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,812百万円、延滞債権額は53,088百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,161百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 子会社の株式総額 643百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,163百万円含まれております。また、使用貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の社債に1,004百万円含まれております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,806百万円、延滞債権額は36,275百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,519百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 子会社の株式総額 486百万円</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に2,153百万円含まれております。また、使用貸借契約により貸し付けている有価証券は社債に1,012百万円含まれております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は19,189百万円、延滞債権額は36,344百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,116百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)																		
<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は46,108百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,171百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※7. —————</p> <p>※8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しておりませす。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりませすが、その額面金額は42,034百万円でありませす。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="135 1556 478 1624"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>79,748百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="135 1657 478 1691"> <tr> <td>預金</td> <td>4,410百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,151百万円を差し入れておりませす。</p> <p>また、子会社等の借入金等の担保として、有価証券1,955百</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	79,748百万円	預金	4,410百万円	<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は41,013百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は93,615百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,000百万円でありませす。</p> <p>※8. 手形割引により受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりませすが、その額面金額は41,727百万円でありませす。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="550 1556 893 1624"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>104,216百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="550 1657 893 1691"> <tr> <td>預金</td> <td>3,449百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,759百万円を差し入れておりませす。</p> <p>また、子会社等の借入金等の担保として、有価証券1,004百</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	104,216百万円	預金	3,449百万円	<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は52,974百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は109,625百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、17,025百万円でありませす。</p> <p>※8. 手形割引により受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりませすが、その額面金額は45,844百万円でありませす。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="981 1556 1324 1624"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>49,113百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="981 1657 1324 1691"> <tr> <td>預金</td> <td>3,743百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,146百万円を差し入れておりませす。</p> <p>また、子会社等の借入金等の担保として、有価証券1,012百</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	49,113百万円	預金	3,743百万円
現金預け金	4百万円																			
有価証券	79,748百万円																			
預金	4,410百万円																			
現金預け金	4百万円																			
有価証券	104,216百万円																			
預金	3,449百万円																			
現金預け金	4百万円																			
有価証券	49,113百万円																			
預金	3,743百万円																			

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>万円を差し入れております。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,040百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,454百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませ</p> <p>※11. 動産不動産の減価償却累計額 12,839百万円</p> <p>※12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,478百万円</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p>	<p>万円を差し入れております。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,902百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが48,039百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませ</p> <p>※11. 動産不動産の減価償却累計額 11,834百万円</p> <p>※12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,045百万円</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p>	<p>万円を差し入れております。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,070百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,364百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませ</p> <p>※11. 動産不動産の減価償却累計額 12,295百万円</p> <p>※12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,045百万円</p> <p>※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,403百万円</p>
<p>※15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に2,113百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は60百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>	<p>※15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,202百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は427百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>	<p>※15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,665百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は89百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>
<p>※16. 商法第289条第2項および銀行法第18条第2項の規定に基づき、当中間期中に利益準備金を取り崩しております。これに伴い、利益準備金は1,368百万円減少し、中間末処分利益は1,368百万円増加しております。</p>	<p>※16. —————</p>	<p>※16. 商法第289条第2項および銀行法第18条第2項の規定に基づき、当期中に利益準備金を取り崩しております。これに伴い、利益準備金は1,368百万円減少し、当期末処理損失は1,368百万円減少しております。</p>

次へ

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)												
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>250百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>138百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,959百万円、株式等償却987百万円および投資損失引当金繰入額702百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益には、厚生年金基金の代行部分の返上による利益3,016百万円、動産不動産処分益として、土地の売却益11百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損9百万円、動産の処分損9百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	250百万円	その他	138百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>236百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>178百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,152百万円、株式等償却262百万円を含んでおります。</p> <p>※3. _____</p> <p>※4. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損10百万円、動産の処分損27百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	236百万円	その他	178百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>497百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>272百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,333百万円、延滞債権等を売却したことによる損失1,633百万円、投資損失引当金繰入額614百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益には、厚生年金基金の代行部分の返上による利益3,016百万円、動産不動産処分益として、建物の売却益173百万円、土地の売却益11百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、動産不動産処分損として、土地の売却損544百万円、建物の処分損115百万円、動産の処分損16百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	497百万円	その他	272百万円
建物・動産	250百万円													
その他	138百万円													
建物・動産	236百万円													
その他	178百万円													
建物・動産	497百万円													
その他	272百万円													

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																																																										
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>662百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>248百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>911百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>250百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>88百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>338百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 中間期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>412百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>160百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>572百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>172百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>425百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>597百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>21百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	662百万円	その他	248百万円	合計	911百万円	動産	250百万円	その他	88百万円	合計	338百万円	動産	412百万円	その他	160百万円	合計	572百万円	1年内	172百万円	1年超	425百万円	合計	597百万円	支払リース料	100百万円	減価償却費相当額	84百万円	支払利息相当額	21百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>2,300百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>324百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,624百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>531百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>144百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>675百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,769百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>180百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,949百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>469百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,528百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,997百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>307百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>258百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>73百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 	動産	2,300百万円	その他	324百万円	合計	2,624百万円	動産	531百万円	その他	144百万円	合計	675百万円	動産	1,769百万円	その他	180百万円	合計	1,949百万円	1年内	469百万円	1年超	1,528百万円	合計	1,997百万円	支払リース料	307百万円	減価償却費相当額	258百万円	支払利息相当額	73百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>729百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>248百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>977百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>308百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>112百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>421百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>420百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>135百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>556百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>186百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>401百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>587百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>207百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>173百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>42百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 	動産	729百万円	その他	248百万円	合計	977百万円	動産	308百万円	その他	112百万円	合計	421百万円	動産	420百万円	その他	135百万円	合計	556百万円	1年内	186百万円	1年超	401百万円	合計	587百万円	支払リース料	207百万円	減価償却費相当額	173百万円	支払利息相当額	42百万円
動産	662百万円																																																																																											
その他	248百万円																																																																																											
合計	911百万円																																																																																											
動産	250百万円																																																																																											
その他	88百万円																																																																																											
合計	338百万円																																																																																											
動産	412百万円																																																																																											
その他	160百万円																																																																																											
合計	572百万円																																																																																											
1年内	172百万円																																																																																											
1年超	425百万円																																																																																											
合計	597百万円																																																																																											
支払リース料	100百万円																																																																																											
減価償却費相当額	84百万円																																																																																											
支払利息相当額	21百万円																																																																																											
動産	2,300百万円																																																																																											
その他	324百万円																																																																																											
合計	2,624百万円																																																																																											
動産	531百万円																																																																																											
その他	144百万円																																																																																											
合計	675百万円																																																																																											
動産	1,769百万円																																																																																											
その他	180百万円																																																																																											
合計	1,949百万円																																																																																											
1年内	469百万円																																																																																											
1年超	1,528百万円																																																																																											
合計	1,997百万円																																																																																											
支払リース料	307百万円																																																																																											
減価償却費相当額	258百万円																																																																																											
支払利息相当額	73百万円																																																																																											
動産	729百万円																																																																																											
その他	248百万円																																																																																											
合計	977百万円																																																																																											
動産	308百万円																																																																																											
その他	112百万円																																																																																											
合計	421百万円																																																																																											
動産	420百万円																																																																																											
その他	135百万円																																																																																											
合計	556百万円																																																																																											
1年内	186百万円																																																																																											
1年超	401百万円																																																																																											
合計	587百万円																																																																																											
支払リース料	207百万円																																																																																											
減価償却費相当額	173百万円																																																																																											
支払利息相当額	42百万円																																																																																											

前へ

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成14年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

II 当中間会計期間末(平成15年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

III 前事業年度末(平成15年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第137期)	自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日	平成15年6月27日 関東財務局長に提出。
---------------------	-----------------	-----------------------------	--------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月12日

株式会社東日本銀行

取締役頭取 鏡 味 徳 房 殿

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士 山 崎 彰 三 ㊞

関与社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当行(半期報告書提出会社)が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間連結会計期間の中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月17日

株式会社 東日本銀行
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士 山崎 彰三 ㊞

代表社員
関与社員 公認会計士 小暮 和敏 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月12日

株式会社東日本銀行

取締役頭取 鏡 味 徳 房 殿

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士 山 崎 彰 三 ㊞

関与社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第137期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社東日本銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当行(半期報告書提出会社)が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間会計期間の中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月17日

株式会社 東日本銀行
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員

公認会計士 山崎 彰三 ㊞

代表社員
関与社員

公認会計士 小暮 和敏 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第138期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。